

議第44号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（ひとり親家庭等への祝金）」に改め、同条第1項中「母子世帯等」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第2項中「母子世帯等」を「ひとり親家庭等」に、「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同項第1号及び第2号中「もの」の次に「及び当該児童」を加える。

第11条の8の見出し中「母子世帯等」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第1項中「母子世帯等」を「ひとり親家庭等」に改め、同項ただし書中「並びに」及び「若しくは」を「、」に改め、同条第3項中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加える。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月8日提出

三島市長 豊岡 武士